

「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱」の適用範囲

- 国の非農地判断通知による手続となるよう補完するために、 で困んだ部分の処理を行う。
(赤字は実施する手続を示したものである。)
- は、非農地判断事務処理要領の規定の例により、非農地判断を行うものである。
- A～Hを非農地と決定した場合は農地台帳の転用形態を「非農地判断」とする。
(転用形態は、1転用、2一時転用、3非農地判断、9その他)

No.	非農地判断事務処理要領、非農地証明事務処理要領、登記官等照会事務処理要領による手続区分	各要領の該当する条項		
		判断	証明	登記
①	事務局による事前調査	6条	9条	6条
②	非農地判断に係る事前通知書の送付	7条	—	—
③	委員等3人以上による現地調査	8条	10条	6条
④	委員等3人以上による非農地判断の決定	10条	12条	6条
⑤	非農地通知書の交付	11条1項	—	11条1項
⑥	非農地通知一覧表の作成・通知	11条2項	15条	11条2項
⑦	農地台帳の整理等	12条	16条	12条
⑧	総会での報告	14条	18条	14条

登記簿の登記地目

地方税法第381条第7項による申出による登記地目の変更が可能

区分				現況地目を変更した 又は変更する等の要因	非農地判断事務処理 要領等に準じた手続 の有無等	農地台帳の 現況地目	固定資産課税台帳の課税地目		
							非農地（田・畑以外）	農地（田・畑）	
国の非農地判断通知による手続となるよう補完するための手続等									
この要綱で適用する要綱施行前になされたものを補完する処理	要綱施行前に非農地扱いとした土地	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地	荒廃農地調査	A	荒廃農地調査（利用状況調査と併せて実施）でB分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）に該当する土地につき変更	1人で利用状況調査を実施、⑦は農地台帳に「荒廃農地」を記録、現況地目を「非農地」とする。 ①～⑥、⑧実施せず	非農地 （田・畑以外）	非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続 ①実施 ②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。 ③は航空写真又は実地 ④～⑧実施	
			非農地証明書交付	B	所有者等からの申請により非農地証明書を交付した土地につき変更	事務局による①③で交付 ⑦⑧実施 ②⑤不要 ④⑥は実施せず	非農地 （田・畑以外）		①～④済とみなす 荒廃農地は課税課が独自に調査をし、また、非農地証明書交付や非農地である旨の回答は総会の報告事項であり、農地法第51条の2第1項の規定により市の固定資産税賦課担当部署（以下「課税課」という。）に情報提供し、課税課で現地調査をして非農地としている土地である。今回、農地法第51条の2の規定による課税課からの情報提供を受けた結果、現況地目と課税地目が非農地で一致することから、非農地判断がなされたものとみなす。 ⑤済とみなす 課税課において、固定資産税納税通知書の固定資産税課税明細書により土地所有者等へ課税地目（＝現況地目）を通知済 ただし、土地所有者等が交付を希望した場合又は農業委員会の会長が必要と認めた場合は交付し、その旨を総会に報告する。 ⑥ A～Hは、課税課分以外を実施 ⑦ A～Gは、現況地目を「非農地」に済 Hは、現況地目を「非農地」とする。 ⑧ B～Fは、既に総会の報告事項で報告済 A、G、Hは、総会に報告
			非農地である旨の回答	C	登記官からの照会に対して非農地である旨を回答した土地につき変更	事務局による①③で回答 ⑦⑧実施 ②不要 ④⑤⑥は実施せず	非農地 （田・畑以外）		
				D	執行裁判所からの照会に対して非農地である旨を回答した土地につき変更	事務局による①③で回答 ⑦⑧実施 ②不要 ④⑤⑥は実施せず	非農地 （田・畑以外）		
				E	弁護士会からの照会に対して非農地である旨を回答した土地につき変更	事務局による①③で回答 ⑦⑧実施 ②不要 ④⑤⑥は実施せず	非農地 （田・畑以外）		
				F	その他法律に基づく土地の現況に係る照会に対して非農地である旨を回答した土地につき変更	事務局による①③で回答 ⑦⑧実施 ②不要 ④⑤⑥は実施せず	非農地 （田・畑以外）		
	事務局判断により非農地扱いとした土地	G	航空写真等により明らかに非農地であることが判明した土地につき変更	事務局が農地台帳の現況地目を非農地に変更 ⑦実施 ①～⑥⑧実施せず	非農地 （田・畑以外）	非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続 ①実施 ②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。 ③は航空写真又は実地 ④～⑧実施			
		農地とした荒廃農地	H	荒廃農地調査（利用状況調査と併せて実施）でB分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）に該当する土地であるが変更せず	1人で利用状況調査を実施、農地台帳に「荒廃農地」を記録するも、現況地目は「農地」のまま。 ①～⑧実施せず		農地 （田・畑）	非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続 ①実施 ②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。 ③は航空写真又は実地 ④～⑧実施	
	I		転用許可（届出、協議を含む。）を受けた土地、転用制限の例外となる土地、転用許可を要しない土地であって、転用が完了した土地につき変更	農地台帳の現況地目を「非農地」に、転用形態を「転用」又は「一時転用」とする。	非農地 （田・畑以外）		農地法第51条の2第1項の規定により、課税課に「非農地」である旨、情報提供する。		

非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続
①実施
②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。
③は航空写真又は実地
④～⑧実施

事務局のみで現地調査を行い、報告事項として総会で報告し、課税課に情報提供し、課税課が現地調査をしているはずだが、課税課では非農地としていない土地である。

改めて、非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続
①実施
②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。
③は航空写真又は実地
④～⑧実施

非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続
①実施
②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。
③は航空写真又は実地
④～⑧実施

非農地判断事務処理要領の全部の規定の例による手続
①実施
②は市広報、市ホームページ、公告等でなされたものとみなす。
③は航空写真又は実地
④～⑧実施